

第2節 定数・任用

○海部地区急病診療所組合職員定数条例

(昭和61年6月16日)
(条例第4号)

改正 平成13年2月23日 条例第3号 | 平成21年8月24日 条例第5号
平成19年8月23日 条例第4号

(趣旨)

第1条 この条例は、海部地区急病診療所組合同規約（昭和61年組合同規約第1号）第6条第6項の規定に基づき、職員（臨時又は非常勤の職員を除く。以下同じ。）の定数について定めるものとする。

(職員の定数)

第2条 職員の定数は、次のとおりとする。ただし、第2号及び第3号の職員は、組合の職員において兼ねるものとする。

- (1) 組合の職員 3人
- (2) 議会の事務部局の職員 2人
- (3) 監査委員の事務部局の職員 2人

(職員の定数の配分)

第3条 前条各号に掲げる職員の定数の配分は任命権者が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年2月23日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年8月23日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年8月24日条例第5号）

この条例は、平成21年10月1日から施行する。